

区長報告第六号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、令和二年
度港区一般会計補正予算（第二号）を令和二年四月二十八日次のとおり処分したので、同法同
条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

令和二年五月十二日

港区長 武井雅昭

令和 2 年度

港区一般会計補正予算（第 2 号）

令和2年度港区一般会計補正予算（第2号）

令和2年度港区の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283,727千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,454,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月28日専決

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		16,033,384	283,727	16,317,111
	2 国庫補助金	5,333,349	283,727	5,617,076
歳入合計		149,171,104	283,727	149,454,831

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		28,338,449	276,391	28,614,840
	1 総務管理費	23,941,014	276,391	24,217,405
4 民生費		56,774,325	7,336	56,781,661
	2 児童福祉費	36,065,069	7,336	36,072,405
歳 出 合 計		149,171,104	283,727	149,454,831